

## 1920年代台湾における地方有力者の政治参加の一形態

—嘉義街における日台人の協力関係に着目して—

藤井 康子

はじめに

- 第1節 地方制度改正と嘉義の周縁化
  - 第2節 嘉義街における置州運動の過程
  - 第3節 嘉義街「繁栄策」の請願
  - 第4節 中学校をめぐる嘉義街の対応
- おわりに

(要約)

1920年代の台湾の政治状況について、従来は、議会設置を望む台湾人の全島規模の政治運動と総督府の政策との対抗関係から理解される傾向が強かった。だが、議会不在でも民間人が政治参加を果たす途はあった。本稿は、1920年の地方制度改正を機に嘉義街で起った州庁位置移転（置州）運動の顛末に即し、地方民間人の政治参加のあり方を考察した。地方制度改正は「南進」への基礎固めとしての区画再編の意味があり、嘉義街は庁所在地から台南州の一街に格下げされることになった。地方利害を共有した同街の日台人有志は、ともに置州運動を展開した。結局、地方制度改正は断行され、有志の多くは協議会員に任命された。だが、これにより諮問機関である協議会が地方利害をめぐる活動拠点に活用される可能性が生じた。その後、協議会が足場となり中学校移転運動が展開され、中学校の新設が実現した。議会不在とはいえ、当局も地方からの要求を完全には無視し得なかったのである。

はじめに

1920年、植民地台湾で地方制度が改正された。これにより12庁制が5州2庁制に改まり、州・市・街庄からなる地方行政機関に協議会という諮問機関が設けられた<sup>1</sup>。これは、従来の統治組織に特徴的であった専制的・中央集権的な色彩を薄め、台湾総督府（以下、総督府）の権限をある程度地方に分散させることを狙いとしていた。だが、地方制度改正は決してスムーズには運ばなかった。行政区画の再編は一部の地方利害と衝突し、当該地方の内地人（以下、日本人）と漢族系住民（以下、台湾人）<sup>2</sup>中の有力者<sup>3</sup>による州庁位置移転運動（以下、当時の呼称を用いて置州運動）を引き起こした。本稿は、嘉義街で起った置州運動の顛末に即して、地方民間人による政治参加のあり方を考察するものである。

植民地期台湾の政治状況について、従来、台湾人知識人が植民地議会開設を求めた台湾議会設置請願運動（1921—1934年）を中心に、1920年代後半以降に起った地方選挙制度導入をめぐる要求などに関する研究が行われてきた<sup>4</sup>。これらの研究は、1920年の地方制度改正の際に設置された協議会が任命制の諮問機関に過ぎず、全島レベルでも地方レベルでも、議会が存在しなかったことの問題性を追究している。しかし議会がなくても、政治参加のあり方は多様な形で存在し得たのであり、台湾の政治状況の全体像を把握するには、地方制度改正に対して民間人がどのような見解を示し、どのように対応したのかを検討することが必要である。またその際、専ら日本人を統治者、台湾人を抵抗する政治的主体として捉えるのではなく、両者の協力関係に着目する必要がある<sup>5</sup>。だが従来の植民地期台湾史研究では、日本人民間人に言及した研究は少なく<sup>6</sup>、日

本人と台湾人（以下、「日台人」と略記する場合もある）有力者の協力関係についてほとんど分析されてこなかった。

これに対し、植民地朝鮮史研究の分野では、内田じゅんが「内鮮融和」を掲げて設立された日本人と朝鮮人の合同団体である同民会を取り上げている。内田によれば、三・一独立運動以降、朝鮮総督府は、日朝の有力者を諮問機関の委員に選任するとともに、同民会のような「親日」団体を組織・運営させ、民族運動の分裂と支配の浸透を試みたが、同民会に参加した「親日」的な朝鮮人も「対日協力」の内容次第で「対立」に転じることがあり、また、日本人の動向も朝鮮総督府の政策に足並みを揃えるとは限らなかった。同民会の活動は、在朝日本人・総督府・朝鮮人エリート間の協力関係構築をある程度可能にした一方で、それぞれの思惑が複雑に交錯し疎隔を生ずることもあった、と指摘されている<sup>7</sup>。

内田の研究は、植民地における政治の様相が多様な民族利害・階級利害・地方利害が錯綜するプロセスであったことを示唆している。ただし、そこでは地方利害という問題はそれほど重視されていない。だが、民間人が政治参加に意欲を示した理由を突き詰めようとするなら、個々の居住地にまつわる身近な利害関係という要素を看過するべきではない<sup>8</sup>。そこで本稿では、日台人有力者の協力関係への着目という点では内田の観点を踏襲しながら、この協力関係の核心に位置する問題として地方利害の存在を指摘したい。

本稿が分析の対象とする嘉義街は、12 庁制（1909—1920 年）下の庁所在地であったが、1920 年の地方制度改正により台南州に組み込まれることになった。これに対して、同街ではほかのどの旧庁所在地にもまして、積極的な置州運動が展開された。それと並行して、地元「繁栄策」も提起され、その延長と言える中学校移転運動にいたっては、2 年間にわたって取り組まれた。運動の形態の多様性という点でも、長期的な継続の度合いという点でも、地方制度改正にもっとも顕著に対応した地方であった。

嘉義街に関する先行研究としては、林秀姿『一個都市發展策略的形成——1920 年到 1940 間的嘉義市街』（国立台湾大学歴史学研究所碩士論文、1993 年）がある。同論は、おもに 1920、30 年代に嘉義街で推進された地元振興策を概括的に検討している。置州運動を分析した節では地方有力者が運動に果たした役割が述べられている。だが、そこでは置州運動が地元振興という名分のほかに、個々の地方有力者にとってどのような意味があったのかという問題が検討されていない。また、中学校移転運動については事実の指摘にとどまる<sup>9</sup>。

以下、第 1 節では、地方制度改正により嘉義がどのように周縁化されたのかを分析する。第 2 節では、地方制度改正の概要が発表されたのち、嘉義街で起こった置州運動の過程を追う。第 3 節では、置州運動と並行して行われた「繁栄策」の請願とそれらの運動による影響を考察する。第 4 節では、置州運動終息後に生じた中学校移転問題の顛末を検討する。

なお日本内地の場合とは異なり、植民地関係の公文書は史料の残り方に精粗が激しく、5 州 2 庁制導入や中学校設立の経緯を詳細に示した史料は、台湾総督府文書にも公文類聚にも所蔵されていない。したがって関連の史料として、総督府総務長官であった下村宏の個人文書（『下村海南台湾民政長官時代調査復命書』）のほか、新聞を活用したい。本稿で用いるおもな新聞は、1920

年代の新聞として現存する『台湾日日新報』（以下、『台日』）と『台南新報』（以下、『台南』）の2紙である<sup>10</sup>。

## 第1節 地方制度改正と嘉義の周縁化

### 1. 12 庁制下の地方制度

1920年の地方制度改正について論ずる前に、それ以前の12庁制について簡単に触れておく。それは、全島を12庁（台北・宜蘭・桃園・新竹・台中・南投・嘉義・台南・阿緱・台東・花蓮港・澎湖）に分け、庁の下に支庁、支庁の下に街庄を置くものであった。各庁には参事が置かれた。参事は任命を受けた台湾人有力者からなり、庁長の諮問に意見を述べる役職であったが、「有名無実」と指摘されていた<sup>11</sup>。支庁には警察官と雇員が配置され、派出所の統括拠点という性質が強かった<sup>12</sup>。街庄では、台湾人有力者から区長が任用され、庁行政の補助的役割を果たすことが期待された。だが日本語能力に限界がある者が多く、総督府は全般的に見て区長制度が十分に機能していないと考えていた<sup>13</sup>。また、街庄には派出所の補助機関として保甲制度（10戸を1甲として甲長、10甲を1保として保正を置く）を設けた。連座制による連帯責任を特徴とする保甲制度は、清代の制度を改変しつつ抗日ゲリラ対策を主眼とし、住民監視組織の性格が強かった<sup>14</sup>。このように12庁制下の地方制度は、日本内地の市制・町村制がまがりなりにも「地方自治」の理念を実現したのとは異なり、警察による支配を根幹とした行政制度を補助するものでしかなかった。

12庁制下の地方制度が地方公共団体としての形式を備えていなかったことは、地方税制度にも表れている。1898年に「台湾地方税規則」（律令第17号）を制定し、さらに1902年にこれを改正し、「地方費区」という財政区分を設けた。12庁制が施行された1909年の時点では、全島を第一（西部9庁）、第二（台東・花蓮港両庁）、第三（澎湖庁）の3つの地方費区に分け、賦課・徴収がなされていた。だが予算編成や決算など会計上の全権限は台湾総督にあり、各地方の財政的な独立性は「法律上の擬制」にほかならないと論じられていた<sup>15</sup>。また、地方庁の支出は総督府の見込みにより所用額が決定された。

総督府は1915年頃から地方制度の調査に着手した。1919年からその調査に関わった水越幸一（総督府地方課長）は、上述のような状況では「多くの歳入を有する地方にしてその支出は比較的少きものがあり、或はその反対の場合も少くなかったが為に地方々々の満足する施設は不可能であり、稍もすれば都会的施設に集中するの傾向があつた」と回顧している<sup>16</sup>。12庁制下の地方制度が、住民の政治参加という観点から不十分であるだけでなく、行政効率上にも問題があることは総督府官吏自身がよく認識していたわけである。

### 2. 嘉義の周縁化

第一次大戦後の世界的な民族運動の高揚を背景として、初の文官総督田健治郎が就任すると、近藤正己の指摘のとおり、地方制度改正が重要な課題とみなされるようになった<sup>17</sup>。

田総督時代の総務長官であった下村宏が残した『下村海南台湾民政長官時代調査復命書』によ

ると、1919年12月から翌年1月にかけて、総督府には、西部9庁（台北・宜蘭・桃園・新竹・台中・南投・嘉義・台南・阿緞）と澎湖庁を、台北・新竹・台中・嘉義・台南・高雄の6県に区画し、そこに市制・町村制を布く計画があった<sup>18</sup>。だが、1920年6月29日に日本内地の枢密院に提出された御下付案では、「6県」は「5州」に、「町村」は「街庄」に修正され、嘉義県は見当たらなくなっている<sup>19</sup>。

1920年7月14日、枢密院会議をへて「台湾総督府地方官官制改正」が上奏された<sup>20</sup>。新しい5州2庁制とは、東部の台東・花蓮港両庁を残し、西部9庁と澎湖庁を台北・新竹・台中・台南・高雄の5州に再編するものであった。5州2庁のもとには3市47郡が置かれ、47郡は263街庄に区画された。州・市には奏任官の州知事・市尹が着任した。区長に代わり、5州2庁制下では街庄長が任命された。街庄長は、日本人・台湾人の別なく地元有力者から選出され、郡守がこれを監督するとされた。参事に代わり、諮問機関として地元の日台人有力者で構成される協議会が各州・市・街庄に設置された。保甲制度は市街庄の補助機関として残された。また、「台湾州制」（律令第3号）・「台湾市制」（律令第5号）・「台湾街庄制」（律令第6号）には州・市・街庄が支出し得る費目が列挙された。12庁制下の地方費区の事務を分割し、各地方団体に帰属させたのである。こうした改正について田総督は、「都会集中主義に傾いて」いた政策を是正し「漸次地方の街庄に一般文明的恩沢を及ぼす」ため、州・市・街庄に「地方公共団として自ら公共事業を經營するの権能を与へ」たと、地方長官に訓示している<sup>21</sup>。

ここで田が言う「地方公共団」とはどのようなものなのか。また、嘉義に置州されなかったのはなぜか。さしあたって、以下のことが指摘できる。

第一の疑問に関連して、7月14日の枢密院会議では、台湾で県・市・町村の名称を用いない理由が次のように説明された。すなわち、台湾の地方団体は「挙ケテ国ノ任命スル長官ノ手中ニ帰シ又協議会ノ設アルモ其ノ会員ハ総テ官選ニシテ…単ニ諮問ニ答申スルニ過」ぎず、「殆ト公共団体ト称シ難」い。ゆえに、行政機関名として台湾人に馴染み深い対岸の福建で「大ナルノ觀念アル」名称である州や、下級行政機関の単位として従前から使われてきた街庄の名称を用いることにした、と<sup>22</sup>。総督府は、一般的には対岸の中国や清代と類似の制度を廃し、内地延長主義的な政策を推進することを標榜していたが、ここでは日本内地と類似の名称が意識的に排されている。日本内地では1921年に市制・町村制を改正して、公民権を拡張し、町村における等級選挙制の廃止や市会議員選挙を二級選挙制に改めた。1922年には府県制を改正し、府県会議員の選挙権における直接国税納税額の制限をほぼ撤廃した。改正の背後には、集権的な行財政構造への批判や住民の政治参加要求への高まりがあった<sup>23</sup>。対照的に、同時期の台湾の州・市・街庄は、律令中にそれらが法人であることが明記されなかった。加えて、議決機関ではなく「単ニ諮問ニ答申スルニ過」ぎない協議会が存在するのみで、地方行政の権限は州知事や市尹、街庄長に集中していた。台湾で県・市・町村の名称を用いなかったのは、日本内地の地方団体と台湾のそれとを明確に区別する意図からだと推測できる。台湾の州・市・街庄は、表向きには「地方公共団」などと称されることはあっても、その実「殆ト公共団体ト称シ難」かったのである。

第二に、嘉義州の不成立について、1920年7月24日付『台日』は、高田元治郎総務長官代理

の談話を引用し、6県を6州に変え「その筋に提した」ところ、「三州にては如何と云はれ漸く五州として承認を得た」としている。総督府の機関誌である『台湾時報』は、この間の経緯をより詳しく説明している。当時の総督府参事官鼓包美によると、審議の過程で「大地域論者」と「小区域論者」の意見が対立した。大地域論者は、新しい地方団体の財政基盤を強固にするため、区画を大きくして地方長官の権限拡張をはかるべきだとした。反対に、小区域論者は、台湾には多数の異民族が居住するので地方権力増大には首肯できず、区画を小さくして行政指導を徹底させるのが適当だと主張した。総督府は、最終的に双方の意見を折衷し、「地方公共団体としては独自活動の素質を与ふる限度に於て、極端なる地方分権に陥らざる区画」として5州に区画することにした<sup>24</sup>。次に問題なのは、6州を5州に再編する際、どの州を削除するかであった。前出の高田総務長官代理は、州庁位置の間隔を検討し、北部の台北と中部の台中の間に1州（新竹州）を置く必要があったとしている（『台日』1920年7月24日付、以下、前後関係から年が明らかな場合は月日のみを記す）。南部の区画について、『台日』は次のように報じている。すなわち、打狗（地方制度改正の際「高雄」に改称）を将来「南支南洋発展の策源地」にする計画がある以上、台南と嘉義を1州にし、高雄州に阿緱・澎湖を管轄させるのが適当だと判断したのである（7.28）。

嘉義ではなく高雄に置州したのは、『台日』報道のとおり、大正期の「南進」ブームに連動したものと考えられる。後藤乾一によれば、第一次大戦を機に総輸出に占める「南方」の比重が上昇し、1910年代半ばの日本内地では「南方」への経済的関心が強まった。それに呼応して同時期の台湾でも、台湾銀行の「南方」への支店開設、「南支南洋施設費」新設などの関連施策が相次いだ。地方制度改正にあたった下村総務長官は、積極的な「南進」提唱者として知られている<sup>25</sup>。1920年の地方制度改正は、「地方の街庄に一般文明的恩沢を及ぼす」というよりは、むしろ「南進」への基礎固めとしての区画再編の意味合いが強かった。そうしたなか、南端の高雄の「南進」基地としての役割が改めて重視されたと言える。

1920年1月の時点で計画されていた6県制が施行されたならば、嘉義県は成立したはずである。だが州制に変更後、制度改正に関わった当事者間で植民地の地方団体のあり方をめぐる見解の相違が顕著になった。それにより区画が再審議され、6州が5州に修正された。「南進」推進のための高雄州創設には変更がないとしても、台南と高雄に置州する兼ね合いから台北と台中の間の新竹が一州として残された結果、嘉義州は抹消された。嘉義は台南市を州庁所在地とする台南州に組み込まれることになり、これが、嘉義の一部の人びとをして地元が周縁化されたように感じるきっかけをつくったのである。

## 第2節 嘉義街における置州運動の過程

### 1. 置州運動の始まり

地方制度改正はそれぞれの地方にどのような影響を及ぼしたのだろうか。阿緱庁所在地の阿緱街（地方制度改正時「屏東街」に改称）では、新地方制度の概要が発表される以前に州庁位置移転の噂が伝わり、動揺が広がった（『台日』7.1）。そのため、総督府は他街庄の住民を刺激しない

ように、その後の決定事項を内密にした(『台日』7.15)。そうした事情から、5州2庁制施行の消息は一部の地方で混乱の種をまいた。阿緞街同様、12庁制下の庁所在地であった南投、宜蘭、嘉義の各街も新たな州庁所在地に選ばれず、廃庁反対のなんらかの動向が見られた(『台日』7.17、7.23)。そうしたなかで、とりわけ積極的な置州運動を展開したのが嘉義街であった。

嘉義街は、台湾西南部に広がる嘉南平原の北端に位置する地方である。同街は、1901年に20庁制が施行されてから1920年の地方制度改正まで、嘉義庁所在地として周辺街庄を統轄してきた。1919年の時点で、嘉義街人口は23,085人を数え、台北市(107,706人)・台南市(64,768人)・台中市(23,592人)に次ぎ、街としては最多人口を誇った<sup>26</sup>。

1920年6月末の時点では、5州制ではなく6州制の施行が伝えられていた(『台日』6.28)。そのため、嘉義街民は6州制下での嘉義州の誕生を見込んでいた。だが、日本内地で「台湾総督府地方官官制改正」が上奏された2日後の7月16日、庁長代理から同街が台南州に入ることを知らされた。阿緞街の混乱を傍観していた嘉義街民の「樂觀は忽ち悲觀と急変り」した。同日午後、有志大会が開かれ、台南市から嘉義街への州庁位置移転を目指す「州庁設置期成同盟会」(一部報道に「置州期成同盟会」や「嘉義置州同盟会」の異称あるも、いずれが正式名称か不明。以下、同盟会と略称)が結成された。ここに置州運動が始まったのである(『台日』7.17)。

なぜ嘉義街で置州運動が取り組まれたのか。1935年の『嘉義市制五周年記念誌』(30年市制実施)に、陳福財(当時、嘉義市協議会員)が1920年の地方制度改正について「市民は一時非常に悲觀し一部分の内地人の如きは、台南へ転居しなければ生活の安定が出来ないと云ふ人もありました」と回顧している<sup>27</sup>。ここから1つの要因として、廃庁により日本人の減少が憂慮されたことが考えられる。これには先例があり、1909年に地方庁が12庁に整理された際、台南庁に入った鳳山街(旧鳳山庁所在地)の人口は、廃庁後も台湾人は増えているが、日本人は減っている<sup>28</sup>。州庁の有無が当該地方の日本人の増減を左右する可能性があったのである。それは徴収可能な税金の多寡に影響が及ぶ。地方財政上の自主権を有さなかった12庁と異なり、5州にはきわめて制限つきにせよ「自ら公共事業を経営するの権能」が付与された。そのため、州庁所在地に選ばれなかった旧庁所在地では日本人の減少に伴い税収入も伸びず、結果「自ら公共事業を経営するの権能」を発揮するのに必要な経費が不足する事態が憂慮されたと想像できる。また、当該地方の日本人の多寡が公共整備の遅速に反映される懸念もあったと考えられる。だからこそ、嘉義街では置州の有無が「頭上の死活問題」(『台日』8.1)と見なされ、置州運動が取り組まれたのだろう。

具体的な取り組みとして7月18日に住民大会が開かれた。西川利藤太(弁護士)によれば、この時点で田総督と下村総務長官に州庁設置請願が打電され、相川茂郷嘉義庁長に運動への協力が要請されている。大会では、西川のほか、山口清(嘉義銀行取締役)、福地載五郎(土木請負)、帖佐頭(弁護士)、白井一(薬剤師)、伊東義路(煙草売捌)、莊啓鏞(欧米雜貨商)、莊伯容(元嘉義庁参事、漢方医)、頼尚文(地主、嘉義銀行理事)、徐杰夫(嘉義銀行頭取)の10名が運動の実行委員に選出された。運動の手順は、まず、伊東と帖佐が、台北の高田元治郎総務長官代理と日本内地出張中の嘉義庁長に面会し、置州の希望を伝えたのち、結果次第ではほかの委員も日本内地で請願を行うというものであった。活動資金は街内の土木請負組合などからの寄付によった

と伝えられている（『台日』7.20）。

上記から注目できる点が3つある。一つ目は、運動の実行委員が地元の日台人で構成されたことである。このうち山口清、頼尚文、徐杰夫の3名は嘉義銀行関係者であった。経済的側面ですでに密接な関係があった嘉義街の一部の日台人は、置州という地方利害をめぐり二重に結び付くことになった。二つ目は、運動の方法がおもに請願によったことである。議会不在のなかで、請願は住民意思を表明する手段として意義をもったのである。三つ目は、運動の活動資金が地元の土木請負組合から提供されたことである。このこと自体、置州が実現されるか否かが、土木業者にとつての「死活問題」だったことを示している。

7月20日、再び有志大会が開かれ、下村総務長官が河東田義一郎嘉義庁警視に宛てた電報と相川嘉義庁長が福地に宛てた電報が公開された。2通とも嘉義置州は不可能と断言していた。これを受け、実行委員が日本内地で直接請願することが決議された（『台日』7.22）。翌21日の演説大会で、嘉義街と経済的関係の深い赤司初太郎（台北市在住の実業家、嘉義電燈株式会社社長など）<sup>29</sup>などにも協力を依頼し、承諾されたことなどが報告された。22日には松明行列が行われ、置州実現が祈願された（『台日』7.24）。

他方、嘉義街以外の地方の置州運動は鎮静化に向かっていった。7月中旬以降、南投街の運動はすでに終息していたらしく、記事が見当たらない。阿緱街は、高雄州に入るとしても仮庁舎として阿緱庁舎を使ってほしいという要求をなすようになっていた（『台日』8.5）。宜蘭街は、上記2街よりも積極的に振興策を講じ、鉄道や道路、築港速成が叶わなければ「益々衰微に赴く」として、それらを総督府に請願する方向に方針を転換していた（『台日』7.28）。こうした動向に影響を受けたのか、嘉義街の運動にも変化があった。熱心な請願は当局に容れられず、また、関連の続報が見られないところをみると赤司初太郎などの協力も功を奏さなかったようである。こうしたなか、置州は「当分は不可能」と考える有志が増え、代わって「繁栄策」が検討され始めた。内容は次節で述べるが、7月27日までに11項目が提案された（『台日』7.29）。

その後、7月末に「台湾総督府地方官官制」（勅令第218号）が、8月初旬に「州、庁ノ位置、管轄区域及郡、市ノ名称、位置、管轄区域」（府令第47号）が発布され、嘉義街が台南州嘉義郡の一街であることが示された。だが、有志は置州実現の希望を完全には放棄しなかった。「繁栄策」を講じる一方で、「新竹州、阿緱州（筆者注：高雄州の誤報）の存続して居る限りは継続的に運動する決心」を表明していた。実際、徐杰夫や頼尚文、莊伯容などは、漢文の置州請願書を作成したり、周辺街庄の台湾人有力者に支援要請をしたりしている（『台日』7.29）。彼らは新竹・高雄両州の存在を意識していたようである。新竹州庁所在地の新竹街は、旧12庁制下の新竹庁所在地であったが、嘉義街よりはるかに人口が少なかった。他方、高雄州庁所在地となった高雄街（旧名「打狗街」）は、12庁制下では台南庁管轄の打狗支庁所在地でしかなかった<sup>30</sup>。そうした両街が州庁所在地になった不満を運動継続の原動力にしていたのであろう。

8月になると、置州運動は嘉義街を除きほぼ一段落したとみなされたのか、関連記事がほとんど見られない。だが5日、下村宏総務長官は、新制度は種々の観点から決定されたのであるから変更するつもりはないと運動熱の再燃を牽制している（『台日』8.6）。

## 2. 嘉義街における協議会員の選出

1920年9月、「台湾総督府地方官官制」が実施され、10月に州制・市制・街庄制が施行されたことに伴い、各州・市・街庄協議会員（任期2年）が選出された。表1は嘉義街に居住していた台南州協議会員、表2は嘉義街長（任期4年）と街協議会員を示している。

まず、嘉義街長を見ておこう。民衆統合の場で発揮される影響力を考慮して、当時の街庄長の大半は台湾人であった<sup>31</sup>。だが嘉義街長には、呉服商である真木勝太が就任した。これは、同街行政における日本人の影響力の強さの表れと見てよいであろう。

日本人協議会員を見ると、例えば、置州運動有志で街協議会員となった早川直義は、1896年に公務で来台し、嘉義庁土地調査委員会委員や郵便局長などを務めた。州・街の別なく日本人協議会員には、彼のように日本の台湾領有早期に公務で来台した者が多数である。だが1920年の時点で公職にあったのは、早川のほかに2名の教員だけである。多くは、のちに金融や土木、電燈などに関連の商工業者や弁護士、開業医などに転身している。

次に、一部の台湾人協議会員を例に挙げると、頼尚文は、早川同様置州運動の有志であり街協議会員に選ばれた。彼は地主の家庭に生まれ、国語伝習所卒業後臨時台湾糖務局に勤務し、のちに独立して製糖業に従事した。1908年から嘉義銀行の経営に関わり、その前年に紳章を佩用している。国語伝習所とは、1896年から各地に設置された台湾人対象の日本語能力速成施設である。嘉義伝習所は同年9月の開所だが、公学校（台湾人対象の初等教育機関）設置により1898年に廃止された<sup>32</sup>。台湾人協議会員の学歴欄を見ると、頼と同じく国語伝習所出身者が比較的多い。彼らは嘉義街でもっとも早く日本の事物に接し、日本語を学ぼうとした台湾人である。紳章欄に目を移すと、頼以外にも佩用者の多さが目立つ。紳章は、台湾人宥和策の一環として植民地統治の治安と安定に貢献した「学識名望ある」台湾人に授与された勲章であり、1896年から適用された<sup>33</sup>。また頼は、徐杰夫（州協議会員）や鄭作型（街協議会員）、山口清（州協議会員）、真木勝太（街長）らとともに嘉義銀行の経営に関わっていた。日本人との経済的関わりも深かったのである。そのほか台湾人協議会員の経歴欄を見ると、陳際唐（置州運動有志、街協議会員）や蘇育奇（街協議会員）などのように専売品小売にたずさわる者が散見できる。彼らは、被植民者でありながら、経済的側面では一種の特権を付与された存在であると言えよう。

以上から、協議会員に選ばれた人びとについていくつかの共通点をまとめることができる。第一に、日本人協議会員は、同街日本人社会の先発組としてある程度影響力があった官公吏や会社・商店経営者、弁護士、開業医などで構成された。第二に、台湾人協議会員は、日本の領台早期から植民地支配を受容したことで、紳章や専売品小売などの名誉や特権を付与され、日本人との経済的関係も深い者から選ばれた。また第二に関連して、台湾人協議会員の多くは、「土地地主資産階級」（注釈3参照）に属していたことが指摘できる。若林正文によれば、1920年代に入り植民地支配への不満を根底とし、「土地地主資産階級」のなかから、台湾議会設置請願運動のような民族的自覚に基づく政治運動に参加する者が現れた<sup>34</sup>。だがそうした運動に参加せず、地元で日本人とともに地方利害をめぐる置州運動に関わった、前述の頼尚文などのような「土地地主資産階級」も存在したのである。

(表1) 1920年選出の台南州協議会員中嘉義街に居住していた会員一覧（全33名中6名）

氏名	生年	出身	学歴	來台年	紳章	経歴(備考)	運動参加	出所
伊東 義路	1853	群馬	藩校	1896	—	台湾総督府民政局属→嘉義監獄典獄 →嘉義電燈株式会社取締役	有	①②
帖佐 顕	1861	鹿児島	法律学校	1896	—	台南県警部→弁護士事務所開業	有	①②
西川利藤太	1871	宮崎	法律学校	1901	—	弁護士、嘉義電燈株式会社取締役など	有	①②
山口 清	1869	鹿児島	中学	1897	—	日銀台北出張所→台湾銀行台南支店 長→嘉義銀行取締役	有	①②
福地載五郎	1864	群馬	師範	1896	—	日銀台湾出張所→台湾銀行宜蘭支店 長→土木建築請負業開業	有	①②
徐 杰夫	1873	嘉義	国語速成科	—	佩用	嘉義銀行理事、嘉義庁参事兼嘉義区 長など	有	③

(表2) 1920年に選出された嘉義街長（1名）および街協議会員一覧（20名）

真木 勝太	1866	愛媛	法律学校	不明	—	台湾総督府弁務署→嘉義銀行取締役 →呉服店開業→嘉義街長	不明	①
河野 綱吉	1876	愛知	郷校	1895	—	台湾憲兵司令部→菓種売業→舶来 食料品商	有	①②
小河内六一	不明	鹿児島	不明	1895	—	雑誌社経営→台湾民報社→台中毎日 新報社	不明	②
白井 一	1875	東京	東京薬学校	1895	—	台湾総督府医院薬剤師→嘉義医院在 勤→薬局開業	有	①②
早川 直義	1867	福島	寺子屋	1896	—	嘉義県属→嘉義郵便局長	有	④
佐野 熊翁	不明	愛媛	東京帝大	1909	—	台北医院医務嘱託→総督府医学校教 授→開業医	不明	②
有馬松太郎	1872	兵庫	郷校	1898	—	ラムネ製造販売業→雑貨金物商→欧 米雑貨商（諸官衙御用達）	不明	①②
元永 盛美	1864	熊本	郷校	1898	—	台南県属→嘉義庁属→金融業開業	有	①②
小野田鎮三郎	1867	新潟	師範学校	不明	—	宜蘭小学校長→嘉義小学校長	不明	①
小泉 順	1872	茨城	師範学校	1901	—	僕仔脚公学校→斗六公学校→嘉義公 小学校長	不明	①
林 玉崑	1852	嘉義	不明	—	佩用	嘉義営中軍守備衙門軍吏→招撫局事 務嘱託→煙草売捌	不明	①
頼 尚文	1880	嘉義	国語伝習所	—	佩用	臨時台湾糖務局→地主、嘉義銀行理 事、嘉義街助役	有	①
陳 際唐	1872	嘉義	不明	—	佩用	雑貨卸問屋→煙草売捌きなど	有	①
蘇 育奇	1874	嘉義	不明	—	不明	阿片・煙草・酒・雑貨等販売	不明	②
莊 啓鏞	1885	嘉義	国語伝習所	—	不明	台湾銀行台中支店→欧米雑貨商	有	①
頼 雨若	1878	嘉義	中央大学	—	佩用	弁護士	不明	③
方 展玉	不明	嘉義	国語伝習所	—	佩用	書房経営	不明	②
鄭 作型	1874	嘉義	国語伝習所	—	佩用	北港弁務署→嘉義銀行理事	不明	①
羅 俊明	不明	嘉義	国語速成科	—	不明	嘉義郵便局→民業（出所②では「羅 峻明」と表記されている）	不明	②
蕭 全	不明	嘉義	不明	—	不明	保正（1907年当時）	不明	⑤
劉 発	1868	嘉義	不明	—	不明	材木問屋業など	不明	①

(出所) 表1・表2とも、①内藤素生編『南国之人士』（台北・台湾人物社、1922年）、②『最近の南部台湾』（台南・台湾大観社、1923年）、③林進発『台湾官紳年鑑』（1934年；台北・成文出版社、1999年復刻）、④『台湾人名辞典』（『改訂台湾人士鑑』1937年；日本図書センター、1989年改題復刻）、⑤『南部台湾紳士録嘉義庁』（台南・台南新報社、1907年）。

置州運動との関連で言えば、表1と表2からは、州協議会員全員と7名の街協議会員が運動有志であったことがわかる。新聞では情報が限定されるため、実際にはより多くの協議会員が置州運動に関わっていた可能性が高い。置州運動有志が協議会員となったことで、「単ニ諮問ニ答申スル」機関であるはずの協議会が、総督府の思惑を超えて、地方利害をめぐる運動の拠点として活用される可能性が生まれたのである。

### 第3節 嘉義街「繁栄策」の請願

#### 1. 「繁栄策」の内容

嘉義街有志は、協議会員に任命されたのちも置州運動を続けた。1921年1月、日本内地の貴族院・衆議院の両院長に嘉義州設置の請願を行ったと早川直義は記録している<sup>35</sup>。ただし、帝国議会貴族院・衆議院の会議録には関連記録が見当たらない。また彼らは、同時に「繁栄策」の請願も行っていた。1920年7月27日に11項目の「繁栄策」が提案されたことは先述した。だが、それは1922年2月19日の同盟会の評議員会で達成状況が検討された項目との間に内容の相違がある。両方を表3に挙げた。

(表3) 嘉義「繁栄策」請願内容の変化と達成状況 (下線は実現した請願項目)

1920/07/27 時点の 繁栄策	①嘉南埤圳事務所設置、②農林・農事・園芸試験場拡張、③農林専門学校の新設、④女子師範・技芸学校の新設、⑤商工学校の設置、⑥海口厝(泊地)の築港、⑦聯隊本部の設置、⑧地方法院の独立、⑨庁舎の増築改築速成、⑩嘉義駅改築速成、⑪下水溝の完成
1922/02/19 の検討項目	①変更なし、②中央試験場設置・糖業試験場設置に変更、③農林学校の拡張速成に変更、④該当する検討項目なし、⑤—⑦変更なし、⑧台南法院嘉義支部における合議制裁判の実施に変更、⑨—⑪変更なし、⑫、嘉義銀行における公納金取り扱い許可(追加)

(出所)『台南新報』1920年7月29日および1922年2月25日。

①、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪の7項目に変更はない。反対に、変更経緯は不明だが、②は細分化され、④は請願項目からはずれ、③と⑧は具体化されやすい内容に変わり、⑫が追加された。内容は、A人口増加策、B法院や銀行の事務範囲拡大、C駅や港、下水溝などのインフラ整備、D学校の整備・拡充に大別できる。

Aに関連するのは、①嘉南埤圳事務所設置、②中央試験場設置・糖業試験場設置、⑦聯隊本部の設置の3項目と考えられる。一部の内容について補足すると、①は、嘉義と台南にかかる嘉南平原に1920年9月から灌漑用水路の建設を着工するのに際し、関連事務所設置の要求である。また⑦は、1907年に嘉義に配置されていた日本軍の守備兵力が削減されたことを踏まえ<sup>36</sup>、類似の機関を復活してほしいという要求と見られる。これらが実現すると、嘉義街に比較的多数の日本人が転居してくる可能性がある。こうした要求は、置州不可の代償としての日本人増加策という意味合いが強かったと考えられる。

Bに該当するのは、⑧台南法院嘉義支部における合議制裁判の実施、および⑫嘉義銀行における公納金取り扱い許可である。⑧について、「台湾総督府法院条例」（律令第16号）によると、当時、合議制裁判は「一訴訟物ノ価額千円ヲ超過スル請求、二人事訴訟、三破産、四死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪、五短期一年ニ滿タサル有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニシテ予審ヲ経タルモノ」（第7条）に実施された。有志中には弁護士が何名か存在し、合議制裁判実施により彼らの必要性が高まることが期待されたと考えられる。⑫について、有志のなかに嘉義銀行関係者が比較的多かったことは先述した。嘉義銀行は、大租権整理によって公債を配布された台湾人地主が中心となり1904年に設立された。だが経営は順調ではなく、おもな融資先となるはずであった砂糖の共同販売の業績不振のあおりを受け、開業以来、何度か経営危機に陥っていた<sup>37</sup>。12庁制下では地方税を扱っており、それが「殆んど其の生命」と言われていた（『台日』1920.8.7）。⑫の請願は、嘉義銀行関係者が同銀行存続に希望をつなごうとする意図でなされたと予測できる。

Cには、⑥海口厝の築港、⑨庁舎の増築改築速成、⑩嘉義駅改築速成、⑪下水溝の完成の4項目が該当する。インフラ整備の必要が生じた場合、関連業者をどのように決定したのかは不明だが、地元の業者から選定された可能性はある。置州運動から引き続き「繁栄策」の請願を行った有志は、電燈や金融、雑貨などに関連の商工業者で構成された。また先述のように、置州運動の活動資金は地元の土木請負組合から提供された。各種インフラ整備要求には、それが実現された際の商工業者の利益獲得の願望が色濃く反映されていたと見ることができよう。

Dには、③農林学校の拡張速成、および⑤商工学校の設置が挙げられる。このうち③について、農林学校は1919年に台湾人対象の3年制実業教育機関として設立された。1922年から中等以上の学校で日台人共学制（以下、共学制）が施行されるにあたり、一部の台湾人対象に既設の学校には廃校が告示された。③は、農林学校を廃校にするのではなく、教育対象と修業年限を「拡張」し、中等教育機関としての体裁を整えてほしいという要求であったと考えられる。その背後には、学校教員からの要望があったと推測できる。

「繁栄策」は、結果として見れば、不特定多数の日台人双方の利益に資するような内容になっている。だが内実では、個々の有志の利権獲得への期待が、「繁栄策」の請願の重要な動因を形成していたと推論できる。

表3の1922年2月19日の欄に示したように、①嘉南埤圳事務所設置は採択された。②の請願の1つである中央試験場設置は、既設の農事試験場を中央試験場として存続させることになった。⑤商工学校の設置は、1921年に嘉義簡易商工学校として実現した。⑨庁舎の増築改築速成に関しては、旧庁舎は税務支署に充当されることになり、規模は縮小されたものの、増築継続が決定した。⑪の下水溝は、1921年からその翌年にかけて工事が続行された。③農林学校の拡張速成、⑧台南法院嘉義支部における合議制裁判の実施、⑫嘉義銀行における公納金取り扱い許可の3項目「希望を貫徹した」としている。反対に、②のもう1つの要求である糖業試験場設置や⑥築港、⑦聯隊本部の設置、⑩嘉義駅改築は未達成であった（『台南』2.25）。これら4項目は、経費などの関係で1922年の時点では具体化が保留されたと考えられる<sup>38</sup>。だが、それ以外の8項目の請

願は達成できたわけである。

## 2. 置州運動と「繁栄策」請願がもたらした影響

表4は、1920年10月時点の各市街の日台人それぞれの人口を100とし、同年末から1924年末までの居住者数の変動を割合で表したものである。

(表4) 1920年10月1日を100とした算定現住人口の変動

市街名 年月日	嘉義街		台南市		宜蘭街		台北市		桃園街		新竹街		南投街		台中市		屏東街		高雄街	
	日 本 人	台 湾 人																		
1920/10/01	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1920/12/31	99	100	101	100	100	100	101	100	101	101	104	100	89	100	102	101	100	100	101	100
1921/12/31	110	105	109	102	97	102	107	105	90	104	118	103	78	101	110	109	94	104	114	104
1922/12/31	113	108	112	105	101	103	110	110	93	107	132	107	72	103	112	116	94	108	115	107
1923/12/31	113	112	113	108	101	105	114	113	94	111	143	111	68	106	112	123	95	112	114	113
1924/12/31	117	115	112	109	100	107	115	117	94	113	149	113	66	108	115	130	97	116	112	119

(出所) 『台湾現住人口統計』(1920—1924各年)より算出。

(注1) 史料では「種族」として「内地人」・「本島人」の語が用いられている。だが、本稿では前者を日本人、後者中の漢族系住民を台湾人と表記しているため、本表もそれに統一した。

(注2) 史料では、漢族系住民も先住民も「本島人」に分類されているため、各市街の台湾人人口中に先住民を含む可能性がある。

表中、二重線で区切った枠内の左側は州庁所在地に選ばれなかった旧庁所在地であり、右側は左側の街を管轄した州の州庁所在地である。地方制度改正とは関係なく、台湾人はどの市・街でも一定の増加をみている。反対に、日本人の状況には微妙な差がある。各州庁所在地の日本人の人口は、1924年に街から市に昇格し多少の変動を見た高雄街を除くほかの市街で、例年増えている。対照的に、旧庁所在地の状況は各街で異なる。桃園、南投、屏東の3街の人口はいずれも減少している。桃園街は1922年から、屏東街は1923年から徐々に増加に転じているが、地方制度改正直後の状況までには回復していない。先に示したように、これら3街では、置州運動や地元振興策があまり熱心に取り組まれなかったようである。これらに比してより積極的な街振興策が講じられた宜蘭街では、日本人は緩慢ながら増加の途をたどっている。置州運動も地元振興策も活発に展開された嘉義街では、地方制度改正の年以外、着実に日本人が増えている。総じて、置州運動や地元振興策が積極的に取り組まれた地方ほど、日本人の流出が抑制されていると言える。

嘉義街有志の取り組みがある程度効力をもったとみなされたのか、1922年2月の同街における同盟会の評議員会では、一部の請願が未達成であったものの、多くの有志が「置州に代るべき嘉義街の挽回策を繋ぎ止めた」とした。これにより同盟会の解散が決議された(『台南』2.25)。

地方制度改正により、嘉義街は庁所在地から台南州下の一街へと格下げされた。同街有志は、

置州運動や「繁栄策」の請願を行った。為政者側は、そのうちのいくつかを具体化し、嘉義に置州しない代償をあたえた。結果、嘉義街のインフラ整備はいつそう充実し、日本人の減少も抑制できた。だが、嘉義街からの請願はこれで終わらなかったのである。

#### 第4節 中学校をめぐる嘉義街の対応

##### 1. 中学校移転運動の始まり

同盟会解散直前の1922年2月6日、一般的に第二次台湾教育令と呼ばれる「台湾教育令」（勅令第20号）が公布された。これ以前、日本人と台湾人は第一次台湾教育令（1919年）のもとで別学が原則であり、男子対象の中等普通教育機関として日本人には中学校、台湾人には高等普通学校（4年制）が既設であった。だが第二次台湾教育令により、初等教育機関では依然として日台人別学が原則とされたが、中等以上の学校で共学制が採用された。同年、5州に中学校が1校ずつ新・増設され、結果、従来は台北・台南両市に各1校の中学校が、高等普通学校から中学校に改組された台中第一中学校（以下、台中一中）を含め8校に増加した。

（表5）第二次台湾教育令施行以降5年間の中学校入学者数（1922-1926年）

年	台北市				新竹州		台中州				台南州				高雄州			
	台北一中		台北二中		新竹中		台中一中		台中二中		台南一中		台南二中		嘉義中		高雄中	
	日 本 人	台 湾 人																
1922	175	5	30	69	68	32	3	86	47	2	135	16	11	88	—	—	70	33
1923	168	11	36	54	37	51	7	90	43	5	110	31	0	100	—	—	58	33
1924	167	16	26	68	39	51	7	87	42	5	85	14	0	104	66	47	60	35
1925	174	14	18	81	45	48	0	97	45	2	83	10	15	82	51	43	66	33
1926	187	12	16	78	30	61	0	97	93	6	94	11	23	76	59	37	64	33

（出所）『台湾総督府学事年報』（1922-1926各年）。

（注1）表4（注1）に同じ。

表5は、共学制開始以後5年間の中学校入学者数を示している。学校名には設置場所の地名が冠され、同一地方に2つ以上の中学校がある場合、設立順に第一、第二と称された。その配置について明確な方針を示した史料は見当たらない。だが表5からは、①州庁所在地の3市（台北・台中・台南）に中学校を各2校設置し、1校を日本人中心、もう1校を台湾人中心とする、②州庁所在地の2街（新竹・高雄）に中学校を各1校設置し、台湾人学生を全入学者の3割から5割程度に配分するなどの傾向があることがわかる。

1922年4月からの共学制施行にあたり、州庁所在地に計画的に中学校が網羅されたと考えるなら、嘉義に置州されていた場合、嘉義街にも中学校が置かれたはずである。現実には置州は叶わず、1922年の時点では中学校設立も考慮されなかった。対照的に、台南市には置州され、2校

目の中学校（台南第二中学校、以下、台南二中）も増設されることになった。それは、かつて置州や「繁栄策」の請願を行っていた嘉義街の協議会員の不満を再燃させた。台南二中は、当初、高等普通学校新設の計画として1921年の台南州協議会で諮問され、関連経費が計上された。州協議会員のうち嘉義街に居住していた会員は、地元で中等普通教育機関の設立が考慮されないことに不満を感じつつも、中学校と同程度の学校を置くわけではないと「隠忍して意志の表白を見合せ」たのであった（『台日』1922.3.15）。したがって、共学制により計画が高等普通学校新設ではなく台南二中増設に変更されたとき、当然嘉義街で波紋を呼んだ。消息が伝わった直後と考えられる1922年3月13日、嘉義街で協議会が開かれ、中学校を地元で置くことの妥当性が主張された（『台日』1923.12.1）。

先の「繁栄策」には中等教育機関に関わる請願は農林学校だけで、中学校関連の請願は出されていなかった。だが、諮問機関である協議会で中学校設立に関する提案がなされたことを契機に、嘉義街長や州・街協議会員（第2節2表1・表2参照）が中心となり、台南市に増設予定の中学校を嘉義街に移転させる運動が取り込まれることになった。嘉義街の一部の日台人は、置州運動、「繁栄策」の請願に引き続き、中学校設立をめぐる地方利害を共有することになったのである。

運動が始まった3月13日に早くも有志大会が開かれ、中学校移転請願書が起草されている。その任には早川直義があたった。請願書の内容は次のとおりである。すなわち、「州の南隅に遍在すと雖も已に州庁の所在地」である台南市には中学校が既設である。「同質の中等学校を同一市内に設置するは経済上は勿論何れの方面より観察するも」適当ではない。したがって、2校目の中学校は「州下中央に位し四通八達のと衝を占め通学に最も便利を有する」嘉義街に設立すべきである、と（『台日』3.15）。そこには、「州下中央に位」する嘉義街が州庁所在地に選ばれなかったわだかまりを根底として、「州の南隅に遍在」する台南市に中学校が集中し、嘉義街には設備が及ばない不満が綴られている。

だが、運動はそうした不公平感のみに支えられていたわけではなかった。例えば、徐杰夫は、1915年に公立台中中学校（高等普通学校の前身、1922年に台中一中に改組）が設立された際の創立委員の1人であった。また、林玉崑や莊啓鏞、陳際唐、蘇育奇、莊伯容、頼尚文も寄付金提供者として同校記念碑に名前が刻まれている<sup>39</sup>。台中の中学校設立にも助力を惜しまなかった彼らが、地元で中学校ができる可能性を看過するはずがなかった。中学校移転運動は、台南市だけに中学校が設けられることへの不満と、中学校設立により地元で子弟の進学の便がはかれるという期待に支えられていたと言える。こうした思いを盛り込んだ中学校移転請願書を、下村に代わる賀来佐賀太郎総務長官と吉岡荒造台南州知事に電報で送付することにした（『台日』3.15）。

14日、真木街長や数名の協議会員が台南州庁に赴き、吉岡州知事と会見した。彼らは中学校移転の希望を訴えたが、州知事の回答は彼らを失望させた。州知事は、台南市では台湾人の中学校入学希望者が多いので計画に変更はないとし、3校目を計画するときは嘉義街への設置を考慮する、と返答した（『台南』3.15）。同日夜の有志大会で会見の内容が報告され、対応策が検討された。そして運動を続行し、田総督と末松偕一郎内務局長に請願を打電することや、有志大会を継続開催することが決議された（『台日』3.16）。

ちなみに、1922年に初等教育機関を卒業した男子児童数を嘉義街と台南市で比較すると、前者で217名（小学校73名・公学校144名）、後者で671名（136名・535名）である<sup>40</sup>。台南市で公学校卒業者が多いのが顕著である。州知事が言うように、同市に台湾人の中学校入学希望者が多かった状況が窺える。さらに、新聞も嘉義街の運動に好意的ではなかった。『台日』は中学校移転に固執せず、3校目の計画のとき嘉義街への設立を期待するべきだとし、運動は「官民の同情を失ひつゝある自殺的行動」であるとしている（3.18）。他方、『台南』も台南市に中学校入学有資格者が多いのだから、同市に2校目を設けるのは当然だとしている（3.26）。このとき、台南市では新しい中学校の仮校舎が決定し、校長も内定するなどの開校準備が整いつつあった（『台南』3.17）。嘉義街の運動は、街外の人びとの支援を喚起できず、中学校の開校準備を遅延させる効力もなかったようである。

中学校の開校を目前に控え、嘉義街の運動は急激に失速した。その後、同街有志が中学校移転を目指し、敷地提供や資金集めを行ったなどの状況は報じられていない。総務長官と州知事に打電する予定の中学校移転請願書も結局送らなかったと、のちに請願書起草者である早川直義が告白している（『台南』1922.10.21）。この時点で、一部の有志は運動の不首尾を実感した。3月18日付『台南』にはこうある。17日、西川利藤太が州知事を訪問した。西川は、2校目の中学校を台南市に置くのはやむを得ないが、次は嘉義街に配慮してほしいと訴え、総督府に直接請願しないと約束した。同紙は、「嘉義街は度量を示し」、問題は一段落したと結んでいる。

だが、「州の南隅に遍在」する台南市に中学校が2校も設けられた事実は、嘉義街の一部の人びとにとって納得のいく結末ではなかった。それゆえ、台南二中開校後も、彼らのなかで中学校問題は未解決の課題として燻っていたのである。

## 2. 嘉義中学校新設へ

1922年6月、嘉義街長真木勝太は、総督府に赴き各種街振興策を陳情した。その際、生駒高常学務課長を訪問し、中学校新設を具申している。『台南』はこれを報じて、中学校は「明年度に於て新設せらるべし」としている（6.20）。だが、それは希望的観測の域を出ていない。また前述のように、同年3月、西川が吉岡州知事に中学校設置を総督府に直訴しないと約束したはずなのに、遵守されてもいない。この時期、嘉義街では中学校をめぐるさまざまな言動が錯綜していたようである。その後、関連の記事はしばらく見当たらない。運動は11月の台南州予算編成会議が間近にせまった10月中旬から再燃する。

1922年10月1日、新しい州・市・街庄協議会員が発表された。嘉義街に居住する州協議会員全員、街協議会員の大半が再任された（『台日』10.1）。彼らが引き続き台南二中移転運動を展開していくのである。

10月18日、真木街長は、台南二中の嘉義街移転を台南州当局に交渉したと有志に伝えた（『台南』10.19）。翌日、嘉義街に住む州協議会員や街協議会員などが集まり、改めて中学校問題が協議された。そこで、前回中学校移転請願書を起草した早川直義は、嘉義街や周辺街庄の中学校入学希望者のために、「高等普通学校を第二中学校に引直したと云ふ台南のもの」を嘉義街に移転さ

せるのではなく、新設を望むべきだと主張した。この意見は多くから支持された。そして早川のほか、福地載五郎や伊東義路、鄭作型、莊啓鏞などが陳情委員に選ばれ、吉岡州知事に再度面会し、中学校新設を請願することにした(『台南』10.21)。前回の轍を踏まず計画を円滑に進めるため、建物と敷地を街が寄附することで有志間が合意した(『台日』10.21)。

24日、陳情委員が吉岡州知事を訪問し、中学校新設を訴えた。吉岡州知事は、嘉義中学校新設を総督府に申請したところ、財政難により新設を見合わせる方針だと言われたが、1924年には実現に努力すると答えた(『台南』10.25)。有志は、そのときになっても総督府財政は楽観できないと考え、新設が不可能なら台南二中を嘉義街に移すことを、再び検討し始めた(『台南』11.17)。26日、州知事訪問の報告会が開かれた。そこで運動方針が協議され、台南二中の嘉義街移転の意義を訴えた陳情書を、総督府当局や台南州協議会員、州下各市街庄の代表に送付し、目的を貫徹させる意志を固めた(『台南』10.27)。

州庁所在地への中学校の新・増設が一段落した後も請願を続けた熱心さが共感を呼んだのか、新聞も嘉義街の運動を好意的に報じるようになっていた。『台南』は、「嘉義と同数の人口を有する所は、大抵中学の設置を見つゝある今日、嘉義中学の新設は、出来る限り之を実現せしむる必要」があり、州下官民がともに実現に努力するべきだとしている(10.28)。陳情書を受け取った嘉義周辺郡の台湾人有力者も協力的であった。嘉義郡や新営郡、東石郡、斗六郡、北港郡、虎尾郡の6郡は、当時「北部地方」と総称された。新営郡から鄭朝楹(塩水港街長)、東石郡から黃媽典(医師・総督府評議員・東石自動車株式会社社長など)、斗六郡から鄭沙棠(斗六街長・総督府評議員・開墾及造林業)、北港郡から蘇頌藜(医師・北港街長・紳章佩用・北港興産会社社長など)、虎尾郡から廖重光(西螺街長・紳章佩用)といった、紳章を佩用し、総督府評議員の肩書きをもつ台湾人有力者が、各郡総代として嘉義街の運動に加わった(『台南』11.17)。後年、真木街長は、彼らは、北部地方からの中学校進学者が「多大の不便と多額の出費を要し、地方教育の進展を阻害すること甚しきを痛感」したため、運動に加わったと回想している<sup>41</sup>。だが1922年の段階で、北部地方6郡下街庄の公学校就学率は平均4割強であり、7割を超えていたのは嘉義街、新営街などだけで、全般的に中学校入学希望者が多いとは言い難かった<sup>42</sup>。

北部地方は米作や甘蔗栽培中心の広大な農地を擁していた。1923年の統計によると、嘉義街を例外とし、同地方では住民の大半が農業に従事しているのが一般的であり、それはすべて台湾人であった<sup>43</sup>。各所に製糖工場が設けられ、いずれも日本人資本家が経営していた。1924年、これらの工場で経営者と農民の対立が顕在化した。警察職員の執務参考用に編纂された『台湾総督府警察沿革誌』によれば、塩水港製糖岸内工場(新営郡塩水街)や大日本製糖本社(虎尾郡虎尾街)を相手取り、地元甘蔗農が耕作条件改善を求める労働争議を起こした。1925年には、影響が東洋製糖北港工場(北港郡北港街)などにも波及した。北港郡では、水林庄の台湾人庄長林四川の指導下に甘蔗農が団結し、闘争方針が協議された。林は、州知事の嚴重警告をうけたが応じず、庄長職を懲戒免職されている<sup>44</sup>。

嘉義街で台南二中移転運動が取り組まれたのとほぼ同時期、周辺街庄では階級闘争と民族対立が連動した小作争議や土地争議が起きようとしていた。北部地方の多くの街庄では、中学校設立

よりも労働条件の改善こそが優先課題だったようである。1924年に嘉義に新設された中学校の『校友会雑誌』（1934年）を見ると、学生保護者463名中、官公吏（115名）、商工業者（110名）、貸地・貸家業者（61名）、銀行・会社・商店勤務者（58名）の多さが目立つ<sup>45</sup>。データは1934年当時に限定されるものの、全体の7割以上が中学校設立運動に関わった人びとの職業に符号している。そこから、中学校の有無に関心を示すこと自体、すでにある特定の職業層を象徴していたと推論できる。嘉義街の中学校移転運動は、周辺街庄が現実にも直面する問題から乖離した、おもに官公吏や商工業者、地主の子弟のための「地方教育の進展」を目指す運動であったと特徴付けられるであろう。また嘉義街の運動に参加した台湾人有力者のなかに、小作争議や労働争議の際、農民の要求を支持した者の存在は見出されない。北部地方在住の台湾人有力者のなかにも、階級的利害や地方利害をめぐる、当然のごとく植民地支配に対する要求の相違が生じていたことが窺われる。

州協議会開催直前の11月中旬、嘉義街有志は、上述の台湾人総代と連盟で宣伝書を作成し、台南二中の嘉義街移転への賛同を呼びかけた（『台南』11.17）。続いて、総督にも陳情書を送付した。陳情書は訴える。「彼我の差別を撤廃し平等教育を施行」することが、第二次台湾教育令の趣旨のはずである。台南市に中学校を2校も置くことは、それに背くだけでなく、「州下中等教育施設上の大局より打算して適切」ではない。嘉義の中学校入学希望者は多数である。「新竹高雄の如きすら」中学校があるのに、嘉義街が等閑されるのは「深甚の遺憾」である。新設に多大な費用を要するならば、台南二中の嘉義街移転は「何れの方面より観察するも利」がある、と（『台南』11.18）。そこには、台南市への不公平感だけでなく、地方制度改正以前には嘉義街より人口が少なかったにも拘らず州庁所在地となった「新竹高雄の如きすら」有する施設を持つのは当然だ、という意識もあったようである。

11月21日、台南州第三回通常協議会が始まった。22日の第二読会で教育費が諮問された際、伊東義路が台南二中の嘉義街移転を主張した。協議会部長が「動議として提出するを得ず」と一蹴すると、嘉義街に居住するほかの州協議会員が一斉に反駁した。結局、西崎順太郎（台南市に居住する会員・『台南』主筆）が、台南二中移転は「性急」だが、「嘉義に中学を要するは認むる処」であると取り成し、事態を收拾している（『台南』11.23）。他日、『台南』は、嘉義街からの会員は「結束して当局に逼り…次年度に於て嘉義中学の提案を見る事を確実にした」という一協議会員の談話を掲載した（11.26）。そこから、協議会が諮問機関とはいえ、地方からの要求を完全に無視し得なかったことがわかる。

その後、運動は移転ではなく、中学校新設というより理想的な形に帰結する。1923年7月、吉岡州知事は、総督府から了解を得、嘉義の中学校新設は来年度に「見込ある」と発表した（『台南』7.17）。翌8月、関連経費が総督府予算会議に計上された（『台南』8.20）。

だが1924年2月、日本内地の帝国議会解散により国庫支弁による教員俸給の支出が困難になり、新設予定校の開校が絶望的と報じられた（『台南』2.2）。5日、真木街長と西川利藤太は、郡守代理とともに吉岡に代わる松井栄堯台南州知事や内務部長、教育課長を訪問し、善後策を検討した。そして1924年に新設できなかった場合、①台南に既設の中学校の分校または分離教室を

設置する、②嘉義小学校高等科に2学級分の学生を募集し、新設された中学校にこれらの学生を編入させる、③私立中学校を認可し、中学校新設後に在校生を編入させる、の3案を提出した(『台日』2.7)。

為政者側もこうした教育要求に応えようとした。『台日』は、総督府が日本内地の大蔵省に予備金の責任支出を要請し、新設予定校を開校させるべく奔走していると伝えている(3.4)。3月25日、関連の実行予算を含む総督府予算が、日本内地の閣議をへて決定した(『台日』3.27)。これにより中学校の開校が可能となった。26日、有志は嘉義を訪れた松井州知事に謝意を述べ、改めて州庁に謝礼訪問する意を伝えた(『台南』3.28)。

4月25日、入学試験を経て113名の学生(内訳は第4節1表5参照)が、州庁所在地以外に設けられた最初の中学校である嘉義中学校の門をくぐった。

## おわりに

1920年の地方制度改正は、「南進」などを目論む総督府にとって都合の良い再編であり、すべての「地方の街庄に一般文明的恩沢を及ぼす」とは限らなかった。したがって、総督府の思惑と地方民間人の要求との間にズレが生じることもあった。本稿で検討した嘉義街は、嘉義庁所在地で人口が多かったにも拘らず、台南州に入ることになった。嘉義街の一部の日台人商工業者は、地元より人口の少ない新竹街や元は台南州の一支庁所在地でしかなかった高雄街が州庁所在地に選定された不満にもまして、台南州下の一街に周縁化されることによる人口の減少、街の衰退を憂慮した。彼らがともに置州運動を展開し得たのは、州庁所在地に選ばれなかった事態に直面し、共通の地方利害が形成されたからであった。

だが総督府の意向とおり地方制度改正は断行され、嘉義街は台南州に組み込まれた。この改正に伴い、各州・市・街庄に協議会が設置された。置州運動に関わっていた多くの有志が州や街の協議会員に任命された。彼らは、置州運動を継続しながら、置州に代わる地元「繁栄策」の請願にも取り組んだ。請願は、インフラ整備や一部の有志が関わる銀行にまつわる要求などで構成されていた。そうした要求は、単に地元振興のためだけではなく、それが具体化された際の個々の有志の利権獲得を見越してなされたと考えられる。

それに続く中学校移転運動は、協議会で提案されたことを機に開始した。運動の担い手は、かつて置州運動や「繁栄策」の請願を行っていた日台人協議会員や、日本人街長であった。彼らは、台南市に増設予定の中学校の嘉義街移転を当局に訴えた。こうした運動は、州庁所在地となった台南市や新竹・高雄両街への対抗意識に裏打ちされた地方利害のみに動機をなしているのではなかった。のちに新設された嘉義中学校の大半の学生保護者の職業と中学校移転運動に関わった人びとの職業とが符号していることから、それは嘉義街とその周辺地方に居住する特定の職業層の人びとの利害に関わっていたと推測できる。当局は地方からのこうした要求を完全には無視し得ず、移転ではなく中学校新設が実現した。

他方、その裏では「民族矛盾」とも言えるような現象が呈されていた。置州運動から中学校移

転運動にいたる過程で、嘉義街の一部の日本人と台湾人は、表向きには地方利害で結び付いていた。だがほぼ同時期、周辺街庄では、階級闘争と民族対立が連動した小作争議や土地争議が起きようとしており、一部の日本人と台湾人は対立関係にあったのである。嘉義街の運動も周辺街庄の争議も、ともに住民の利益を増進させようとする立場からなされいながら、その質的差異は歴然である。それぞれの局面で台湾人有力者が果たした役割も一様ではない。本稿では立ち入ることができなかったが、こうした差異は、個々の有力者の階級的性格や職業上の利害に加え、居住地方の地理的条件や住民の職業分布、産業化の度合い、そして同一地方に居住する日本人の多寡などと連関性があると予測される。

その後、台湾では1935年に州・市・街庄制改正が施行された。これにより州・市・街庄は法人であることが明記された。また、街庄には協議会が存置されたものの、州・市協議会は「州会」・「市会」という議決機関に昇格し、選挙制度も導入された。それは、州・市会議員、街庄協議会員は官選・民選が半々ずつで、有権者資格は年齢や納税額で制限されるというものであった。だが、これにより台湾における「地方自治」の傾向が強まったことは確かである。協議会は民意が反映される場ではないと一般的には認識されており、民選議決機関設置を望む一部の世論の高まりを背景に、州・市・街庄制改正がなされた。だが1920年代初頭の嘉義街で、協議会員は協議会を足場として置州運動や「繁栄策」の請願、中学校移転運動を行った。協議会が地元住民で構成された以上、そこが上級役人からの諮問に答える場というだけではなく、きわめて限定的な範囲ではあるが、地元住民の意思がある程度反映される場としても機能し得たことが看取できる。

本稿では、地方に関連の史料の多くが未発見のため、当局が民間人の請願をどのように扱ったのか、インフラ整備を請け負う業者はどのように決定されたのかなど、運動に関わる詳細な史料を提示できなかった。今後、関連史料の発掘が急務であろう。また、地方制度改正はすべての官民一致の賛同を受けたわけではなかったため、再編後の一部の地方相互間に利害対立が生じるようになった。それは中学校をめぐる台南市と嘉義街の事例だけではない。例えば高雄州では、州庁舎設置をめぐる高雄街と屏東街が、続いて中学校新設に関して高雄・屏東・鳳山の3街が運動を展開している。結果的には、州庁舎も中学校も高雄街に設置され、屏東・鳳山両街の請願は効果を発揮しなかったことになる。では、当局の請願採択の基準はどこにあったのか。こうしたことも議論の俎上に載せ、地方制度改正後の政治の様相を多角的見地から検討していくことが必要である。今後の課題としたい。

---

## 注

- 1 台湾の地方制度については、山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』（名古屋大学出版会、1991年、第7章）、近藤正己『総力戦と台湾』（刀江書房、1996年、第3章）、傅奕銘「戦前台湾における地方制度」（『現代台湾研究』第22号、2001年10月）、やまだあつし「1910年代台湾の地方農政——米種改良事業を中心として」（名古屋市立大学『人文社会学部研究紀要』第13号、2002年11月）など。
- 2 植民地期台湾では日本人は「内地人」、漢族系住民や先住民は「本島人」と称されることが多かつ

- たが、本稿では前者を「日本人」、後者中の漢族系住民を「台湾人」と表記する。
- 3 台湾人有力者には「土地地主資産階級」や「社会領導階層」などの呼称があり、定義に微妙な相違がある。前者は、若林正丈により、清朝統治下の漢族社会上層部（大地主・科挙タイトル保有者・資産家など）が、日本統治下で武力や特権を奪われた代わりに一定の経済的保証を受け、資産・名望・対日協力の度合いに応じて、紳章の授与や地方行政の末端の役職、専売品小売などの特権を振り分けられた人びとであると解釈されている（『台湾抗日運動史研究 増補版』研文出版、2001年、35-38頁）。後者は、呉文星が、台湾社会において政治や経済、教育などの方面で広義に影響力を持った者としている（『日拠時期台湾社会領導階層之研究』台北・正中書局、1992年、5頁）。本稿では両者の定義をもとに、日本統治下でさまざまな特権を有し、一定の政治的・経済的影響力があつた人びとという意味で、台湾人有力者という語を用いている。
  - 4 台湾議会設置請願運動については、若林前掲書のほか、周婉窈『日拠時代の台湾議会設置請願運動』（台北・自立報系文化出版部、1989年）など。地方選挙制度をめぐる政治要求については、岡本真希子「在台湾『内地』人の『民権』論——植民地在住者の政治参加の一側面」（『日本史攷究』第25号、1999年）、同「1930年代における台湾地方選挙問題」（『日本史研究』452号、2000年4月）など。
  - 5 同様の関心から、筆者は、1922年の第二次台湾教育令により中等以上の学校で導入された日本人と台湾人の共学制のもとでの学校設立をめぐり、台南市で「台湾人本位」の高等教育機関設立を望む台湾人が、地元の日本人商工業者の協力を得て、高等商業学校設立運動に取り組んだ過程を分析した論考を発表している（「1920年代台湾における台南高等商業学校設立運動」『日本の教育史学』第48集、2005年）。
  - 6 日本民間人に関する研究として、注4の岡本の2つの論考のほか、波形昭一「台湾における経済団体の形成と商工会議所設立問題」（波方昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997年）、同『民間総督 三好徳三郎と辻利茶舗』（日本図書センター、2002年）、同「台北商工会議所の設立と展開過程」（柳沢遊・木村健二編『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004年）や、近藤正己「帝国と戦争 植民者の戦争経験」（『岩波講座アジア・太平洋戦争』第4巻、岩波書店、2006年）など。
  - 7 内田じゅん「植民地朝鮮における同化政策と在朝日本人——同民会を事例として」『朝鮮史研究会論文集』第41集（2003年10月）173-201頁。
  - 8 1920年代の台湾の地方に焦点をあてた研究として、駒込武「抗日運動における教育要求と総督府の教育政策——1920～30年代台中州草屯庄の事例を中心に」（国立台湾大学歴史学系編『日拠時期台湾史国際学術研討会論文集』1993年）がある。同論考は、郷土史料を用い、地方政治の実態を明らかにしようとした点で貴重であるが、台湾人の教育要求に焦点があてられているため、地方利害という問題が具体的に検討されているとは言えない。
  - 9 また、林秀姿「一個都市発展策略的形成——1920至1940年間嘉義市街政治面的觀察」（上）（『台湾風物』第46巻2期、1996年6月）、松金ゆうこ「植民地台湾における観光地形成の一要因——嘉義市振興策としての阿里山観光」（『現代台湾研究』第22号、2001年10月）、蔡俊堯『日治時期嘉義市区改正計画與公共建設』（国立台湾科技大学建築研究所硕士学位論文、2004年、第4章）なども、置州運動や中学校移転運動について簡単に言及している。
  - 10 1898年に発刊された『台日』は、発行部数最大の全島紙で総督府の御用新聞として知られる。特徴や購買層については李承機「植民地新聞としての『台湾日日新報』論」（『植民地文化研究』第2号、2003年）などに詳しい。一方『台南』は、1899年に『台澎日報』として発刊された（1903年『台南新報』に紙名変更）。これまで一定の期間に限っても同紙を網羅的に検討した研究は見当たらない。同紙については、『台日』ほど総督府により厳密にコントロールされていないことや地方政治の動向を比較的詳細に追っているのが、さしあたっての特徴と言える。駒込武によれば、1930年代のミッションスクール排撃運動で、『台南』は『台日』よりも右翼的な論調が顕著であった（「1930年代台湾におけるミッションスクール排撃運動」『岩波講座近代日本の文化史7』岩波書店、2002年）。なお、この駒込の研究を除けば、両紙の論調の差を指摘した研究は、管見の限りでは存在しない。
  - 11 水越幸一「地方制度の要旨」総督府内務局編『第一回地方改良講習会講演会』（1924年3月）、3頁。
  - 12 やまだ前掲論文、2頁。

- 13 水越前掲論文、7頁。
- 14 保甲制度については、Ching-chih Chen “The Japanese Adaptation of the Pao-chia System in Taiwan, 1895-1945” *Journal of Asian Studies* 34.2 (February 1975) など。
- 15 東郷実・佐藤四郎『台湾植民発達史』（台北・晃文館、1916年）379頁。
- 16 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書」（四）『台湾地方行政』第3巻第8号（1937年8月）37-38頁。
- 17 近藤前掲書、142頁。
- 18 「台湾県制要項」（1919年12月15日内務局提案）、「台湾市制律令案」・「台湾町村制律令案」（2案とも1920年1月）天理大学所蔵『下村海南台湾民政長官時代調査復命書』。
- 19 「大正九年御下付案」（1920年6月29日）。
- 20 「上奏并内閣通報」三（自大正元年至同10年）。
- 21 「地方制度改正に関する田総督の諭告訓示」（1920年8月31日）台湾総督府編『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（一）』（1941年；台北・成文出版社、1999年復刻）321-322頁。
- 22 「枢密院会議筆記」（1920年7月14日）。
- 23 金澤史男「日本における地方財政の歩み」林健久編『地方財政読本（第5版）』（東洋経済新報社、2003年）59-60頁。
- 24 鼓包美「新制度に関して中央政府との交渉の一端」『台湾時報』（1920年10月）171-172頁。
- 25 後藤乾一『近代日本と東南アジア——南進の「衝撃」と「遺産」』（岩波書店、1995年）81-82頁。
- 26 『台湾総督府第二十三統計書』（1919年）47頁。
- 27 陳福財「嘉義市の発展を祈る」嘉義市役所編『嘉義市制五周年記念誌』（1935年）22頁。
- 28 鳳山街人口は、鳳山庁所在地であった1903年は5,841名（日本人762名・台湾人5,079名）だったが（『台湾総督府第七統計書』1903年、276頁）、台南庁の管轄下にあった13年には5,578名（420名・5,158名）に変化した（『台南庁第三統計摘要』1913年、21頁）。
- 29 赤司初太郎は、伊東義路や福地載五郎らとともに嘉義電燈株式会社の創設に関わった。同社は1911年に設立認可を受け、電力供給や電気事業の請負などをおもな業務とした（実業之台湾社編『台湾経済年鑑』1925年；台北・成文出版社、1999年復刻、524頁）。
- 30 1919年当時、新竹街人口は18,210名で、打狗街は20,116名であった（『台湾総督府第二十三統計書』47頁）。
- 31 1920年に任命された263街庄長中、242名が台湾人であった（『台湾時報』1920年10月、178-201頁より算出）。
- 32 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（1939年；台北・南天書局、1996年復刻）166-167、202、212各頁。
- 33 Harry Lamley “The Yobunkai of 1900” 前掲『日抛時期台湾史国際学術研究会論文集』125頁。
- 34 若林前掲書、38-39頁。
- 35 早川翁寿像建設委員編『早川直義翁寿像建設記』（1939年）27頁。
- 36 劉鳳翰『日軍在台湾——1895年至1945年の軍事措施與主要活動（上）』（台北・国史館、1997年）54頁。
- 37 やまだあつし「明治期台湾における糖業殖産興業政策——嘉義地方の小製糖業の実践と挫折を中心に」『現代中国』第68号（1994年7月）103-106頁。
- 38 請願はその後も続いた。前掲『早川直義翁寿像建設記』によると、1928、29年に総督と交通総長に⑩の嘉義駅改築が、31年に総督と台南州知事に②の糖業試験場設置が請願された。また⑦に関連して25年に台湾軍司令官、陸軍大臣、参謀総長に飛行隊設置が請願された（27-28頁）。その後、⑩の嘉義駅改築は29年に着工、33年に竣工された（前掲『嘉義市制五周年記念誌』37頁）。37年には嘉義飛行第14聯隊開隊式が行われ、⑦に関連の請願が実現した（河原功監修『復刻版台湾総督府編台湾日誌 大正8年～昭和19年』緑陰書房、1992年、205頁）。だが②の糖業試験場は具体化されなかったようであり、⑥の築港はその後請願された記録が見当たらない。結果、22年2月時点で未達成の4項目の「繁栄策」のうち、2項目は後年実現したのである。
- 39 葉栄鐘『日抛下台湾政治社会運動史（上）』（1971年；台中・晨星出版、2000年復刻）65-70頁。
- 40 『台南州管内学事一覧』（1922年5月末日現在）3-9頁。
- 41 台南州立嘉義中学校校友会『校友会雑誌』創立10周年記念号（1934年9月）10頁。
- 42 『台南州管内学事一覧』（1922年5月末日現在）41-45頁。

- 
- 43 当該地方の総人口に占める農民の割合は、嘉義街では25%だが、同街を除く北部地方の平均は70%以上であった（『台南州第五統計書』1923年、181-183頁）。
- 44 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌Ⅲ』（1939年；緑陰書房、1986年復刻）1027頁。
- 45 前掲『校友会雑誌』90頁。